

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者にかかる
研修について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者にかかる研修について

1. サービス管理責任者等として従事するには

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、以下の要件を満たす必要があります。

実務経験年数	保有する資格等により必要年数が異なります。
研修修了要件	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修、実践研修を修了 ・資格維持のためには、実践研修を修了した者は、翌年度から5年間の間に更新研修を修了する必要あり（研修受講においても実務経験要件有）

★研修受講における実務経験要件（※配置に必要な実務経験要件ではありません）

基礎研修	実践研修	更新研修
サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす 2年前 から受講可。	基礎研修修了後2年以上 、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置するのに必要な実務経験が必要。 条件を満たせば6か月に短縮可能。	過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。 又は 現にこれらの業務に従事していること。

※令和3年度にサービス管理責任者等基礎研修を受講し、現在みなしサービス管理責任者（または、みなし児童発達支援管理責任者）として配置されている方は、令和6年度内の基礎研修終了後3年を経過する日までに必ず実践研修を修了してください。

2. 研修実施時期について

令和7年度におけるサービス管理責任者等にかかる和歌山県の研修については、以下の通りです。研修案内については、[県障害福祉課ホームページ](#)に掲載されますので、随時確認をお願いします。

[事業者の方向けの研修情報 | 和歌山県 \(wakayama.lg.jp\)](#)

《相談支援事業従事者養成研修》（昨年度スケジュール）

初任者研修 B	募集：4月中旬～5月中旬 日程：6月（計2日間）
---------	-----------------------------

《サービス管理責任者等研修》（昨年度スケジュール）

・例年、実施の2か月程前より募集開始

基礎研修	日程：6月～9月（計3日間） 対象 相談支援従事者初任者研修 B 以上を受講・修了している必要があります
実践研修	日程：2月（計3日間） 対象：R6年度以降サービス管理責任者等として従事する予定の方 基礎研修終了後、2年以上の実務経験が必要です。 ※条件を満たせば、6か月での実務経験でも可能。
更新研修	日程：10月～11月実施予定（計2日間） 対象： ・更新研修3回目受講の方（令和元年度に更新研修1回目を修了し、令和2年度から令和6年度に更新研修2回目を修了した方） ・更新研修2回目受講の方（令和2年度から令和5年度に更新研修1回目を修了した方） ・令和3年度以降に実践研修を修了した方

3. サービス管理責任者等のOJTが要件を満たす場合に6ヶ月に変更

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としておりますが、以下の要件を満たす場合につきましては、例外的に「6月以上」とします。

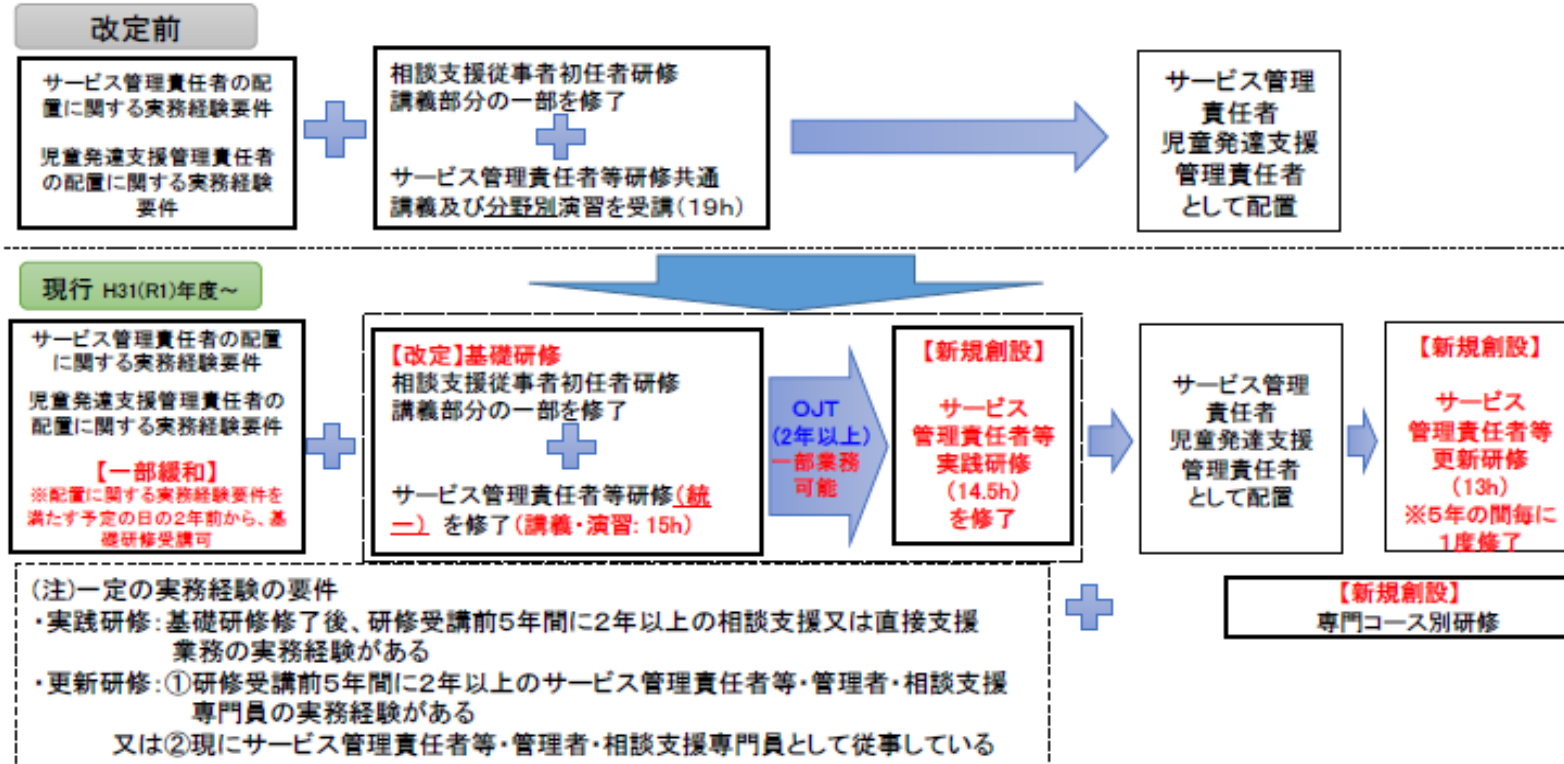
必要要件	・ <u>サービス管理責任者等基礎研修受講開始時点</u> でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下、サビ管等という）の配置のための実務経験を満たしている
	・ サビ管等の基準人員を既に満たしている事業所において、新たに「みなしサビ管等」として配置することを和歌山市障害者支援課に届出する。
	・ 実践研修実施の前月までに6月以上かつ90日以上配置し、個別支援計画原案作成までの一連の業務を10回以上目安に行うこと。

必要書類、各様式につきましては、下記のとおり和歌山市ホームページ内に掲載しておりますので、各自で確認ください。和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」よりページ番号で検索できます。

- 指定障害福祉サービス事業所等における「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のみなし配置」に伴う変更届出書の提出について（ページ番号：1051254）
- 障害福祉サービス事業等の指定、変更・休廃止等（ページ番号：1000838）
- 障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード（ページ番号：1024651）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区 ^{※3} (大阪・埼玉)		
		国家資格者 ^{※1}	有資格者 ^{※2}	左記以外の者	国家資格者 ^{※1}	有資格者 ^{※2}	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】 (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者 b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者 d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者 f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上	3年以上	3年以上	
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者 c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 e 特別支援学校等の従業者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						5年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)			
		国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者	
<p>障害者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>(告示一イ(1)(一))</p>	<p>(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。</p> <p>(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>(5) 学校において相談支援の業務に従事する者</p> <p>(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)</p> <p>2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者</p> <p>3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	3年以上	5年以上	
	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>(告示一イ(1)(二))</p>	<p>(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者</p> <p>(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者</p> <p>(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <p>(5) 学校等の従業者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>			

- ※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)
- ※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。
- ※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
 - 2) 保育士
 - 3) 児童指導員任用資格者
 - 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者